

○東かがわ市教育委員会名義使用承認に関する要綱

平成30年3月23日教育委員会告示第2号

東かがわ市教育委員会名義使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、他の団体等からの申請により後援、共催又は協賛（以下「後援等」という。）名義の使用を承認するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 後援：教育委員会が他の団体等の行う事業を援助する意思を表示することをいう。
- (2) 共催：共同主催の略で、教育委員会が他の団体等と共同して事業を遂行する意思を表示することをいう。（この場合教育委員会は、当該事業に対し、主催者としての責任を負う。）
- (3) 協賛：教育委員会が他の団体等の行う事業に賛意を示すことをいう。

第3条 教育委員会は、他の団体等から申請のあった事業の目的及び種別が、次の各号のいずれかに該当するものについて、後援等の名義使用を承認することができる。

- (1) 学校教育に関するもの
- (2) 社会教育に関するもの（社会教育法第2条にいう社会教育）
- (3) 文化財に関するもの
- (4) 生涯学習に関するもの
- (5) スポーツの普及、振興に関するもの
- (6) 前5号に定めるもののほか、東かがわ市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めるもの

(後援等を承認する事業の内容)

第4条 教育委員会は、他の団体等から申請のあった事業の内容が、次の各号のすべてに該当するものについて、後援等の名義使用を承認することができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 事業の規模が全市的或いはそれに準ずる広域にわたるもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張の浸透をはかる目的を有しないもの

(6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの

(7) その他教育行政の運営に支障をきたさないもの

(後援等を承認する団体等)

第5条 教育委員会は、事業を主催する他の団体等が、次の各号のいずれかに該当するものについて、後援等の名義使用を承認することができる。

(1) 国及び地方公共団体の機関、施設又はそれらの連合体

(2) 学校法人

(3) 社会教育関係団体（社会教育法第10条に規定するもの）及び文化財の保護、育成に関する団体

(4) スポーツの普及、振興を主たる目的とする団体

(5) 前4号に定める団体等のほか、教育長が適当と認める団体

(後援及び共催に関する基準)

第6条 共催を承認する場合には、その事業内容等について教育委員会と協議のうえ決定したものでなければならない。

2 後援を承認する場合は、原則として教育委員会は経費を負担しないものとする。

(後援等の申請手続き)

第7条 後援等を申請する者は、次の事項を記載した東かがわ市教育委員会名義使用承認申請書（別記様式第1号）を事業開始の一か月前までに教育長に提出しなければならない。

(1) 事業の名称、目的又は趣旨、内容

(2) 事業を主催する団体等の住所、名称、代表者名

(3) 他に後援等を申請している団体名

(4) 開催期間

(5) 開催場所

(6) 入場料又は参加料の有無とその額

(7) 収支予算書（料金を徴収する場合又は教育委員会が共催する場合に限る。）

(8) その他教育長が別に指示する事項

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、承認したときは、東かがわ市教育委員会名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認しなかったときは、東かがわ市教育委員会名義等使用不承認決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(後援等の承認期間)

第8条 後援等を承認する事業の期間が6か月を越えるときであっても承認期間は、6か月以内とする。

2 前項の規定により後援等を承認した事業で、承認期間終了後引き続き後援等の承認を申請する場合には、改めて前条の規定に基づく手続きを行わなければならない。

(後援等の取り消し)

第9条 後援等の名義使用を承認した団体等が事業を執行するに当たり、第3条及び第4条に違反する事項があると認めるとき、その他不適當な行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(事業終了後の報告)

第10条 後援等の申請者は、事業終了後1か月以内に事業実施報告書を教育長あて提出しなければならない。

2 料金を徴収した場合又は教育委員会が共催した場合は、収支決算書を添付しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等を承認するのに必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記